

令和6年度事業計画

1 はじめに

我が国は、急速に少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少により、企業における人手不足は深刻さを増している。

国は、元気で働く意欲のある高齢者を労働力として位置づけ、定年退職後等の臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対して、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の活用を推進しており、本事業の果たす役割の重要性と地域社会の期待は一層大きなものとなっている。

一方で、国や地方公共団体では、定年が延長される等、社会の労働力の構成が変わりつつあり、シルバー人材センターの会員の確保がより一層、難しくなっている。

新型コロナウイルス感染症は、「2類相当」から「5類」に変更され、日常の事業活動は回復し、就業機会の拡大が見込まれる中、令和6年度から国の補助金の算出方法が変わり、会員数、就業実人員、受注件数及び就業延人員が伸びないと補助金が減額されることになる等、より一層会員の増や就業機会の拡大に取り組んでいく必要がある。

昨年10月1日から、消費税に係る「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が施行され、本センターは、会員に支払った配分金に課税された消費税を仕入税額控除することができなくなり、経過措置期間中の令和6年度は、会員に支払った消費税の20%に当たる額を消費税として納税しなくてはならない。

また、令和6年度は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が11月までに施行されることになっており、同法が施行された場合、本センターは、会員に給付の内容、報酬の額、支払期日等を書面又は電磁的方法により明示する必要が生じ、書面の郵送料又は電算システムの利用料が必要になる等、これまで以上に経費の支出を求められる。

本センターは、受注見積基準表や事務费率を改正して必要な資金を確保するとともに、センターと会員の通信手段のデジタル化を推進して業務の効率化と経費の削減を図る等、インボイス制度やフリーランス・事業者間取引適正化等法に適正に対応していく。

また、昨年11月に厚生労働省からフリーランス・事業者間取引適正化等法を見据えた契約の見直し（案）が都道府県知事に示されたが、見直し（案）には、幾多の課題があり、今後、慎重に対応していく必要がある。

昨年度の賠償事故は、全て飛石事故であり、草刈作業時の飛散防止対策の徹底を図る必要がある。

令和6年度は飛石事故のゼロをはじめとして、「傷害・賠償事故ゼロ」を目標に掲げ、その実現に向けて取り組んでいく。

本センターは関係法令を遵守し、公益性の高い事業展開と財政の健全性を保ちながら、地域社会から信頼される公益社団法人として、「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、高齢者の知識・経験を活かすことのできる就業機会の確保に努めるとともに、ボランティア活動等の地域社会参加活動を積極的に推進し、活力ある地域社会づくりに貢献するため、令和4年度から5年間の本センターの活動指針として策定した「第5次中期事業基本計画」に掲げる目標を達成することができるよう会員及び役職員が一体となって取り組んでいく。

【第5次中期事業基本計画目標数値】

区分		令和6年度
会員数(人)		708
就業率(%)		91.6
受託事業	受注件数(件)	5,460
	契約高(千円)	251,200
	就業延人員(人日)	55,210
派遣事業	受注件数(件)	81
	契約高(千円)	53,300
	就業延人員(人日)	9,490

2 基本方針

- ① 高齢者に適した就業機会の確保及び提供を行う。
- ② 高齢者の就業に必要な知識及び技能を付与するための講習を行う。
- ③ 高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行う。
- ④ 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行う。
- ⑤ 組織の活性化と運営体制・財政基盤の強化を図る。

3 事業実施計画

(1) 就業機会提供事業

① 雇用によらない就業機会の提供

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を一般家庭、民間企業及び公共団体等から有償で引き受け、能力、希望等に応じて請負又は委任という形式で就業機会の提供に努める。

② 雇用による就業機会の提供

ア 職業紹介事業

雇用による臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る求人を受け付け、これらの仕事を希望する高齢者に職業紹介による就業機会の提供を行う。

イ 労働者派遣事業の受託業務

鳥取県シルバー人材センター連合会との委任契約による労働者派遣事業（シルバー派遣事業）を行い、事業所との連絡調整及び派遣就業を希望する会員へ就業機会の提供を行う。

また、契約締結にあたっては、労働者派遣法に則り、派遣で就業する会員の公平な待遇が確保されるよう、適切な対応を行うこととする。

(2) 研修・技能講習事業

シルバー事業の基本理念及び仕組み等に対する理解を深めるための研修会及び就業に必要な技能や知識を習得するための講習会を開催し、技能の向上を図る。

(3) 安全・適正就業推進事業

高齢者の就業に当たっては、安全就業を基本とし、事故防止対策には組織をあげて取り組む必要がある。

今期の安全適正就業標語「安全は 一人一人の 意識から」を統一スローガンに、会員連絡網を活用し、安全就業対策の徹底及び就業形態の適正化を図る。

(4) 普及啓発事業

地域社会にシルバー事業を広く PRすることにより、就業等を通して社会参加を希望する高齢者に対する入会の促進を図るとともに、地域社会にシルバー事業が正しく理解されるよう普及啓発活動を積極的に行う。

(5) 就業分野の開拓・拡大事業

一般家庭、民間企業及び公共団体等に高齢者の就業について、社会的意義の理解を求めるとともに、高齢者の希望に応じた多様な就業分野の開拓に努める。また、地域班及び職群班組織を活用し、就業開拓に取り組む等、会員の運営参画による就業機会の拡大に努める。

(6) 福祉家事援助・子育て支援事業の推進

高齢者が長年培ってきた豊かな経験と知識を活用し、公共団体と連携した地域密着型の事業を展開し、地域社会に貢献する。また、地域社会の要望を踏まえながら、女性の活躍を推進するための就業分野の拡大に努める。

(7) 社会参加活動推進事業

地域班組織が中心となりボランティア活動を行う等、就業することに加え社会奉仕活動に積極的に取り組み、地域社会に貢献する重要性について個々の会員の意識の啓発に努め、高齢者の社会参加の推進を図る。

(8) 調査研究事業

事業実績等各種データの集計及び分析を行うとともに、発注者に対するサービス内容の改善及び新たな就業機会の開拓のための調査研究を行う。

(9) 相談、情報提供事業

入会を希望する高齢者のため、毎月 2 回入会説明会を実施して会員拡大を図るとともに、就業に関する相談及び定年後の就業や社会参加を希望する高齢者のための情報提供を行う。また、用瀬取次所を活用して地域住民へのサービスの向上に努める。

(10) 組織の活性化と運営体制・財政基盤の強化

① 理事会、専門部会及び各委員会等

公益社団法人としてシルバー事業の適正かつ円滑な運営を図るため、理事会はじめ専門部会及び各委員会等の活発な活動と機能充実に努める。

② 地域班・職群班活動

会員相互の連帯意識の高揚、就業面での協調性及び就業ルールの徹底を図るために、地域班及び職群班活動が活性化するよう会員意識の高揚と班会議への出席率の向上を促す。

③ 事務局体制の強化

事務局は、高齢者の就業意向や発注者からの仕事の依頼等、重要な情報が集まる場である。発注者や高齢者の期待に応えるため、職員が自らの使命と役割を再認識し、課題の解決に取り組むとともに、各種研修会に積極的に参加して効率的な事務処理能力の向上に努める。

④ 安定した財政運営の推進

センター運営費は、鳥取市と国からの補助金及び自主財源であり、積極的な就業開拓と会員拡大に取り組み、財政基盤の強化に努める。また、公益社団法人として適正な事業支出に努める。